

答申第 67 号

「産業廃棄物処理業実績報告書の部分開示決定に係る異議申立てに対する決定」に
ついての答申

栃木県情報公開審査会

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が非開示とした部分のうち、別表に掲げる部分は、開示することが妥当である。

第2 諮問事案の概要

- (1) 異議申立人は、実施機関に対し、平成 25 年 7 月 26 日付けで栃木県情報公開条例（平成 11 年栃木県条例第 32 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、「汚泥処理許可を持つ中間処理業者が提出した「産業廃棄物処分実績報告書」の調査票（平成 23 年度実績分、平成 24 年度実績分、電子報告を含む）」の開示請求を行った。
- (2) 本件請求に対し実施機関は、「産業廃棄物処理業実績報告書（以下「本件公文書」という。）」を特定するとともに、本件公文書の中に条例第 7 条第 2 号及び第 3 号に該当する非開示情報があるとして、平成 25 年 9 月 24 日付けで条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人から、平成 25 年 11 月 20 日付けで行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、実施機関に対し異議申立書が提出された。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

実施機関が、平成 25 年 9 月 24 日付けで異議申立人に対して行った本件処分により非開示とした部分のうち、別表に掲げる情報（以下「本件争点部分」という。）に係る処分を取り消し、開示するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 産業廃棄物処理業を営む業者名や住所、許可番号や処理可能な廃棄物は既に公にされていること、及び企業が産業廃棄物業者と商取引があるのは一般的であることから、本件争点部分を開示しても、法人等が影響を受けることは考えられない。
- (2) 本件公文書に廃棄物の取引価格等は含まれておらず、請求内容も汚泥についてであり、企業活動のごく一部分であることから、法人等の競争上の地位や利益に影響を与えるものとは考えられない。
- (3) 他の自治体の条例においても、条例第 7 条第 3 号と同様の規定があるが、異議申立人が他の自治体に対して行った同趣旨の請求において、法人の代表者印の印影以外は、本件争点部分を含め全面的に開示している。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の開示決定等理由説明書及び意見聴取における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 一般的に、事業者の取引の相手方については、当該事業者の取引情報あるいは顧客情報として秘匿されるべきものである。

- (2) 本件部分開示決定で開示しないこととした情報については、事業者間の取引情報あるいは顧客情報であり、公開することにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものといえる。
- (3) ゆえに、本件争点部分は、条例第7条第3号に該当するものである。

第5 審査会の判断理由

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件処分を調査審議し、県民の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書について

本件公文書は、県内の産業廃棄物処理業者（収集運搬業者及び処分業者）が、毎年県に対して提出している前年度の処理実績に関する報告書である。当該報告書は、産業廃棄物処分業者の場合は様式第一号、第四号、第八号及び第十号を、特別管理産業廃棄物処分業者の場合は様式第一号、第五号、第九号及び第十一号を用いて作成される。

様式ごとの主な記載事項は次のとおりである。

- 様式第一号：報告者氏名、住所、連絡先、提出様式の種類
- 様式第四号：産業廃棄物の種類、委託者情報、処分情報、中間処理後の廃棄物の処分・再生利用等情報
- 様式第五号：特別管理産業廃棄物の種類、委託者情報、処分情報、中間処理後の廃棄物の処分・再生利用等情報
- 様式第八号：様式第四号の都道府県別集計表
- 様式第九号：様式第五号の都道府県別集計表
- 様式第十号：中間処理後の廃棄物の処分・再生利用等情報（様式第四号の別表）
- 様式第十一号：中間処理後の廃棄物の処分・再生利用等情報（様式第五号の別表）

3 具体的な判断

実施機関は、条例第7条第3号に該当するとして、本件争点部分を非開示としているので、以下、本件争点部分の条例第7条第3号該当性を検討する。

(1) 条例第7条第3号について

条例第7条第3号は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報であって、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、ただし書に規定する「人の生命、健康、

生活又は財産を保護するため、公開が必要と認められる情報」を除き、非開示とすることを定めている。

公開することにより法人等の権利利益を害するおそれがあるかどうかは、客観的に判断するものであるが、当該情報の内容のみでなく、法人等の性格、目的、事業活動における当該情報の位置付け等を考慮し判断する必要がある、この害するおそれがあるかどうかの判断にあたっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものである。

(2) 条例第7条第3号本文該当性について

実施機関は、一般的に、本件争点部分である事業者の取引の相手方に関する情報については、当該事業者の取引情報あるいは顧客情報として秘匿されるべきものであり、条例第7条第3号本文に該当すると主張している。

確かに、本件争点部分は、本件公文書を提出した事業者が独自の営業活動により獲得した取引相手に係る情報であり、廃棄物の排出事業者及び処分業者の氏名又は名称、住所及び許可番号については、法人等の営業活動上有用な情報であると認められる。

したがって、本件争点部分を開示した場合、本件公文書を提出した事業者の顧客情報等を同業他社が容易に入手することができ、当該情報を基に同業他社が当該顧客に営業活動を仕掛けるなどした場合、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できない。

よって、本件争点部分は、条例第7条第3号本文に該当するものと判断する。

(3) 条例第7条第3号ただし書該当性について

条例第7条第3号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当する場合には、開示すると定めている。ここで「公開することが必要であると認められる」とは、非開示とすることによって保護される法人等の権利利益と、開示することによって保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が前者を上回る場合をいうものである。

産業廃棄物処理業は、現代社会において不可欠な事業であるものの、その運営態様によっては、周辺住民の健康、周辺的生活環境・自然環境に悪影響を与えるおそれがあることは否めず、周辺住民の健康上の不安を取り除くためにも、その事業内容については、できる限りの情報公開が求められているというべきである。特に昨今、東日本大震災に伴う原発事故の影響から、指定廃棄物の問題など、廃棄物に関する住民の関心は一段の高まりを見せており、どのような種類の廃棄物が、どこから、どの程度の量が持ち込まれているかなどの情報は、周辺住民にとって極めて重要なものとなっており、公開することの公益性が認められる。

以上を踏まえると、本件争点部分が開示されることで、当該法人等の営業面での競争が激化するなど、事業活動への影響が及ぶおそれがあることは否定できないとしても、これを上回る公益性があるものと認められ、本件争点部分は、条例第7条第3号ただし書に該当するものと判断する。

(4) 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年12月19日	・ 諮問書の受理
平成26年 2月 7日	・ 実施機関の開示決定等理由説明書の受理
平成26年10月15日 (第244回審査会)	・ 審議 (経過等説明)
平成26年11月17日 (第245回審査会)	・ 実施機関の職員からの意見聴取 ・ 審議
平成26年12月12日 (第246回審査会)	・ 審議
平成27年 2月 5日 (第247回審査会)	・ 審議
平成27年 3月13日 (第248回審査会)	・ 審議

栃木県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
菊 池 昌 彦	株式会社とちぎテレビ常務取締役	会長職務代理者
佐 藤 佳 正	栃木県商工会議所連合会専務理事	
塚 本 純	宇都宮大学教授	会長
根 本 智 子	弁護士	
平 山 真 理	白鷗大学准教授	

別 表

1 文書の名称	2 資料名	3 開示すべき部分
産業廃棄物処理 業実績報告書	様式第四号又は第五号	○処分を委託した者の氏名又は名称、住所及び許可番号 ○中間処理後の廃棄物を処分・再生利用等をした者の氏名又は名称、住所及び許可番号
	様式第十号又は第十一号	○中間処理後の廃棄物を処分・再生利用等をした処分業者名、処分場所及び許可番号